

平成 16 年度事業計画書

(社)東京都自動車整備振興会

自動車整備業界を取り巻く環境は、「IT」「環境」「規制緩和」といった分野で、非常に早いスピードをもって大きく変容しつつある。なかでも、平成 17 年 1 月からの「リサイクル法施行」、平成 17 年度に本格運用を目指す「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」、総合規制改革会議において検討された「自動車検査制度の抜本的見直し」等、一連の法改正施行と規制緩和などで大きく様変わりしつつある。

昨年 12 月には「総合規制改革会議」による「規制改革の推進に関する第 3 次答申」が小泉首相に提出された。この答申において、自動車検査制度等の抜本的見直しが求められているが、自家用乗用車における「1 年定期点検整備」の実施率は全体の半数程度で、ユーザー車検やユーザー車検代行業者等による「整備なし車検」の拡大とあわせ、このように確実に点検整備が実施されていない状況下における車検有効期間の延長は、自動車の安全確保と公害の防止を後退させる要因となりかねない。このため、車検期間の延長により、クルマ社会の安全確保と環境保全が後退することが無いよう、この問題について組織を挙げて取り組んでいくこととする。

また、政府においては、昨年 6 月、公益法人改革の基本方針を打ち出し、本年末までをめどに基本的枠組みを具体化し、平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずるとしているが、これからの公益法人のあり方も大きく変わろうとしている。

これらの環境変化とあわせ、自動車整備事業者にとっての IT 化は好むと好まざるにかかわらず、避けては通れない課題となった。本会においては、ホームページ(TOSSNET)による各種情報の発信や、本年 1 月からインターネットと IC カード(会員証)による「新車検予約システム」を導入し、自動車整備業界における IT 化の基盤を整備してきたところである。

1. 中期3ヵ年事業計画の推進（第2次年度）

このような環境変化から派生する危機から脱却するため、業界団体としての事業基盤を確立することを目的に、昨年「中期3ヵ年事業計画」を策定し、平成17年度を目標年度として、次に掲げる3つの大きな柱を基本方向として着手した。本年度は第2年次にあたる。

《重点推進事項》

1. 事業分野を「教育事業」と「情報サービス」に特化
2. ユーザー向け「広報宣伝事業」を強化
3. 「オアシス事業場の普及」と「相談指導事業の再編」

2. 教育事業の拡大強化

平成15年3月には、「一級小型自動車整備士検定試験」が実施され、全国で初の一級小型自動車整備士が誕生した。また、昨年6月には東整振技術講習所において「一級小型自動車整備士講習」を開講した。

高度複雑化する自動車のメカニズムに対応するため、最新鋭の整備機器を設置した東京都自動車整備教育会館において、「一級自動車整備士教育」「パソコン教室」や「軽板金講習」等の講習研修をはじめ、法定研修や二種養成施設としての講習を行い、技術の研鑽と知識の習得に努めていただいているところであるが、我々自動車整備事業者には、今にも増した技術向上が求められている。

本年度は、これらの講習研修とあわせ「ユーザー向け教育事業」等の講習を実施し、自動車ユーザーに対し、安全と環境保全についての理解を深めることとしたい。

《重点推進事項》

1. 故障診断等の再訓練教育
2. 技術資料室の見直しとサービス向上
3. 次世代自動車の整備技術支援体制の確立
4. ユーザー向け「技術講座」の開拓
5. 自動車整備技能競技東京大会（日整連方式）の開催

3．自動車リサイクル法への対応

自動車リサイクル法施行に伴い、自動車リサイクルセンターより「リサイクル料金の預託窓口」が本会に委託される予定となっている。

本年度は、このリサイクル料金の預託窓口の整備とあわせて、整備事業者における使用済み自動車の適正処理、リサイクル料金の預託、電子マニフェスト制度等の周知、また、フロン回収破壊法におけるフロン適正処理、自動車リサイクル部品の活用促進、ディーゼル車の黒煙低減等についても、引き続き推進していく。

《重点推進事項》

- 1．リサイクル料金預託窓口の設置検討

4．車検期間延長への対応

総合規制改革会議において提出された答申に対し、国土交通省では、「自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討会」を設置し、部品の劣化状況などに関する調査を行い、一年程度議論をしてから結論を出すとしているが、我々整備事業者にとって車検の有効期間の見直しは、予断を許さない状況となっている。

車検期間の延長問題については、振興会組織の真価が問われているという認識のもとに、必ずしもユーザーの「自己管理責任」が十分に醸成されていない今日、ややもすると「国民負担の軽減」を優先するあまり、自動車の安全性確保と環境保全の面がおろそかにされる懸念もある。必要な技術データを収集・分析する一方、これらの資料などにより、車検期間が延長されることがないように関係団体とも連携を図りつつ、組織的な対応を図っていく。

《重点推進事項》

- 1．車検期間延長に対応したデータ収集・分析
- 2．広報活動の拡充
- 3．早朝研修会の開催

5．指定整備事業適正化対策

昨年4月には道路運送車両法の一部を改正する法律が施行され、不正改造車の排除強化、整備管理者制度の見直しが行われるなど、行政の面においても大きな動きがあった。特に昨年は、指定工場において不正に自動車検査証の有効期間の更新があるなど、指定整備事業者における法令遵守が求められている。

整備業界全般に多大な影響を及ぼすこのような不正行為の再発を防止するため、自動車分解整備事業者としての自覚と責務を認識し、更なる整備事業の適正化を図るための対策を推進していく。

《重点推進事項》

- 1．支部毎に「指定工場部会」を設置し、指定整備事業の適正化を図る

6．IT化の推進と会員（情報）サービスの拡大強化

平成16年4月から、日整連の「FAINES」において、「自動車整備マニュアル情報」等のサービス提供が開始された。これに関連し、本会が行う「技術相談資料室窓口」のあり方についても見直し検討が必要となってきた。

「FAINES」による自動車マニュアル閲覧等をはじめ、インターネット社会における「自動車整備事業者のIT化推進」は避けては通ることができなくなった。

本年度においては、「パソコン教室」等の開催を通じて、整備事業所におけるIT化の推進をアシストし、会員事業所がパソコンやインターネットを取り入れやすくなるような環境整備に取り組んでいく。

また、「自動車保有関係諸手続きのワンストップサービス」においては、指定工場と行政の間に「電子認証機関」を設置し、パソコンとネットワークを利用した検査業務の電子申請と指定整備工場において保安基準適合証が発行できるようなシステムも検討されているが、昨年度に引き続き、本会が「電子認証機関」となれるような新しいシステム構築について検討をしていくこととする。

《重点推進事項》

- 1．ワンストップサービスの導入に伴う「電子認証機関」の取得とサービ

ス提供

2. 整備主任者研修、自動車検査員研修等のインターネットによる受付
3. 「ICカード(会員証)」の普及
4. 会員事業場におけるIT導入アシスト
5. ISO取得相談業務(有料化)
6. 整備士人材バンクの事業化
7. 「オアシス事業」の普及

7. 組織運営対策

昨年度の通常総会において、新しい振興会組織の構築を目的とした「定款の改正」が承認された。これに伴い、「ブロック・支部運営規則」の一部改正を行い、会員種別の明確化と業態別支部として「二輪自動車支部」を創設するなど、新しい時代にふさわしい振興会組織の見直しを行った。

平成16年度においては、更なる組織運営確立に向けて支部組織の統合・再編を推進するとともに、委員会活動を活発化することにより、組織が抱えている諸問題について施策を打ち出していくこととする。

《重点推進事項》

1. 組織運営の効率化、支部サービスの均質化を図るため、「支部会員数100以上」となるよう支部組織の統合・再編推進
2. 委員会活動の活発化による広範な角度からの諸施策の検討
3. 会費のあり方と徴収方法の検討

8. 事務局の活性化・効率化

新しい時代にふさわしい組織運営の効率化を目指し、平成15年度を初年度として中期3ヵ年事業計画を策定し、諸対策を推進しているところであるが、本年度においては、この「中期計画」の第2次年度として、更なる事務局組織を健全合理化し、

収益確保のための新たな事業展開を模索しつつも、振興会、商工組合が連携協調した事務局運営を確立していくこととする。

《重点推進事項》

- 1．経費削減(総人件費の抑制、一般管理費の削減)
- 2．事務局「一元化」の推進とスタッフの相互連携

第3次年度(平成17年度)目標

- 1．パソコン教室の本格稼働拡充
- 2．マイカー点検教室通年開催の拡充
- 3．ワンストップサービスの稼働に伴う「能率割会費」等の自動引き落とし制の導入
- 4．規制緩和による点検整備軽視風潮への対応(マスメディアによる広報宣伝活動の拡充)